

経営者のための法律相談Q&A 第62

民法改正（債権譲渡）について

1 知らない業者から請求が来る？

突然、貴社と取引のないX社から、「A社の貴社に対する●●の債権を譲り受けましたので、通知いたします。」

つきましては●●円を当社までお支払ください。」という手紙が届いたら、どうされますか？今まででしたら、「X社なんて聞いたこともないから、今はやりの架空請求か何かだろう。」で済んでいたかもしれません。

令和2年4月1日に、民法の大改正が行われました。事業をしておられる皆様は、契約書の改定など、既にその影響を受けておられることと思います。その中でも、今回は、「債権譲渡」について、取り上げてみましょう。

2 譲渡禁止特約とは？

4月以前の民法（旧法）としましては、（●●）では、譲渡禁止特約、つまり、「この債権は、私とあなた以外の人に譲り渡す（売却する）ことはできません」と契約で定めておくことができ、その特約を知らない人が債権を譲り受けても、その特約により、譲受人に対して債権譲渡の無効を主張することができました。（なお、債権を売る（譲渡する）方の人（会社）を「譲渡人」、債権を

買う（譲受ける）方の人（会社）を「譲受人」と言います。字も似ていますので、お間違えのないように）

しかし、令和2年4月からは、譲渡禁止特約の存在について、「譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができる」とされており、譲受人が、債権譲渡の対象の債権に譲渡禁止特約が付いていることについて知っていたか、特約が付いていることを知らないことに重大な過失がない場合には、譲受人に対する弁済（支払）を拒むことができます。

3 誰に支払えばいいのか？

では、実際に債権譲渡がなされた場合、どのように対応するべきでしょうか？

① 譲渡人から通知がきて、譲受人に対して支払っても問題がないと思われる場合
A この場合、譲受人に支払うことに不安がない場合は、譲受人に対して弁済（支払）を行うことで、元の債権が消滅します。

② 譲渡人から通知が来たが、譲受人に支払うことに不安がある場合
A この場合、基本的に譲受人に対して不信感がある場合など、譲受人に対して支払っていないのかどうか迷う場合があります。例えば、譲受人が、譲渡禁止特約が付されていることについて知っているのではないかというような場合です。この場合、譲受人が譲渡禁止特約を知っていれば、弁済（支払）を拒むことができますが、譲受人が譲渡禁止特約を（重大な過失なく）知らなかった場合には、弁済（支払）を拒むことはできません。また支払期日までに支払わない場合は、遅延損害金などの問題なども出てきます。

このようにどちらに對して弁済すべきか不安なときは、法務局に對して供託を行うことができます。法務局に對して供託を行えば、後は譲渡人と譲受人の間の問題になり、債務者はこの問題から抜けることができます。

4 なぜ法律が変更されたのか？

近年、債権譲渡を中小企業の資金調達方法として、もっと利用しやすいうにしようという流れがありました。実際に、ファクタリング（債権譲渡を組み入れた資金調達スキーム）などを行う機関等も増えており、その現状を踏まえて、より債権譲渡を利用しやすくなる方向で、今回の法改正がおこなわれました。

5 再度の確認を！

今回の民法改正では、上記のような債権譲渡の部分にとどまらず、時効や債務保証など、企業の経営活動に直結する部分の改正が多く行われています。これから、徐々に民法改正を目にされることもあるかと思いますが、実際には令和2年4月1日より既に改正後の民法が適用されています（4月1日以前の契約等については様々な経過措置が定められています）。

もし、改正後の民法について不安がある場合には、お早めにお近くの弁護士にご相談ください。

（本稿担当 鈴木謙治）



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎49317100 ☑49317101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上榎裕章・谷脇裕子・

加藤之拓・鈴木謙治・中岡正典・中江詩織・

大橋真人・河田崇大